

# 緊急事態 全面解除



発行所 秋田魁新報社  
〒010-8601  
秋田市山王臨海町1番1号  
©秋田魁新報社 2020年

# 号外

購読申し込み

0120-13-1231

電子版

www.sakigake.jp

モバイル

m.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報朝刊」「秋田魁新報電子版」「さきがけMOBILE」をご覧ください。

## 5都道県 段階的に休業休校緩和

安倍晋三首相は25日、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言について、北海道と首都圏の東京、埼玉、千葉、神奈川の計5都道県で解除を表明した。4月7日に7都府県を対象に初発

令してから49日間で、既に解除した42府県を含めて全都道府県への宣言が終了。各地域は外出自粛や休業要請の緩和、学校再開を段階的に進める。政府は宣言解除後も密閉、密集、密接



新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言の全面解除を表明する安倍首相＝25日午後6時1分、首相官邸

の「3密」回避やマスク着用など「新しい生活様式」の定着を図る。社会経済活動の本格再開を支援するため、自治体向け臨時交付金の拡充などを盛り込んだ2020年度第2次補正予算案を編成、国会中の成立を期す。解除は①直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり0・5人以下②医療提供体制③検査体制の3点を踏まえ、総合的に判断した。北海道と神奈川は感染

状況が目安の0・5を上回ったが、医療体制の整備などを考慮した。解除後は、約3週間ごとに地域の感染状況を評価する。5月末まで都道府県をまたぐ不要不急の移動は自粛要請を継続する。政府は4月16日に宣言を全都道府県へ拡大し、5月4日に31日まで延長。14日に39県で、21日に近畿3府県で解除し、5都道県が残っていた。